

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

地方税お支払いサイト

4月から地方税の納付書に印字される地方税統一QRコード(eL-QR)や納付書番号(eL番号)を利用して、スマホやパソコンから納付できるサイトが運用開始。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/ 6(月) 仏滅 啓蟄
7(火) 大安 消防記念日
8(水) 赤口
9(木) 先勝 野球・WBC1次ラウンド開幕
10(金) 友引 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(土) 先負 東日本大震災から12年
12(日) 仏滅 大相撲春場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/27(月)	27,424 ▼ 29	136.17 ▼1.34
28(火)	27,446 △ 22	136.75 ▼0.58
3/ 1(水)	27,517 △ 71	135.92 △0.83
2(木)	27,499 ▼ 18	136.79 ▼0.86
3(金)	27,927 △428	136.41 △0.37

中小企業の賃上げ支援制度(税制・補助金)

物価の上昇や雇用の確保などにより賃上げを実施・検討する企業が増えていますが、中小企業の賃上げに対しては様々な支援制度があります。

◆ 中小企業向け「賃上げ促進税制」

令和4年度税制改正において拡充された賃上げ促進税制(中小企業向け)は、国内雇用者に対する給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合に増加額の15%を税額控除、前年度比2.5%以上増加した場合には増加額の30%を税額控除できます。

また、教育訓練費が前年度比10%以上増加している場合は税額控除率が10%上乘せとなり、最大で給与等支給増加額の40%を税額控除できます(ただし、税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限)。

令和4年4月～6年3月までに開始する事業年度(個人事業主は令和5年～6年)に適用されます。

◆ 大幅な賃上げ等を支援する補助金

令和4年度第2次補正予算により、大幅な賃上げ等を行う事業者に対して各種補助金の補助率や補助上限を引上げる支援措置が設けられました。

◎事業再構築補助金……本補助金の「成長枠」と「グリーン成長枠」について、大幅な賃上げ(事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等)などを行う場合に補助率や補助上限を引上げます。

◎ものづくり補助金……大幅な賃上げ(事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等)を行う場合に各申請枠の補助上限を従業員規模に応じて引上げます(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)。

◎事業承継・引継ぎ補助金……本補助金の「経営革新事業」について、一定の賃上げを行う場合に補助上限を引上げます。

■この記事の詳細は、情報BOX201509

マンションの相続税評価の見直しを検討

相続等により取得した財産の価額は、相続税法第22条で「取得時における時価(客観的な交換価値)」とされており、国税庁は各種財産の具体的な評価方法を財産評価基本通達に定めています。

相続税等を計算する際は原則、この通達に沿って財産を評価しますが、マンションについては通達に基づく相続税評価額(土地は路線価、建物は固定資産税評価額)が市場価格を大きく下回るケースがあり、令和5年度税制改正大綱に「マンションの相続税評価について、市場価格との乖離の実態を踏まえた上で適正化を検討する」旨が盛り込まれたことから、国税庁はマンションに係る評価通達の改正に向けて検討を行っています。

採用や退職等における社会保険料の取扱い

3月・4月は、採用や退職等が多い時期です。

社会保険料(厚生年金・健康保険)は月単位で計算されるため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることとなります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中小企業の賃上げを支援する制度（税制・補助金）

◆中小企業向け「賃上げ促進税制」の概要

中小企業向け賃上げ促進税制（所得拡大促進税制）は、青色申告書を提出している中小企業者等が国内雇用者に対する給与等の支給額を前年度より増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和4年度税制改正において、上乗せ要件の簡素化や控除率引上げ（控除率最大40%）などの見直しが行われ、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度（個人事業主は令和5年から令和6年までの各年）について適用されます。

◎通常措置

【要件】雇用者給与等支給額※が比較雇用者給与等支給額※と比べて1.5%以上増加

※雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除した金額となります。

※比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

【税額控除】控除対象雇用者給与等支給増加額※の15%を税額控除※

※控除対象雇用者給与等支給増加額とは、「雇用者給与等支給額」から「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額（「雇用安定助成金額を控除した雇用者給与等支給額」から「雇用安定助成金額を控除した比較雇用者給与等支給額」を控除した金額）を上限とします。

※税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

◎上乗せ措置①

【要件】雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比べて2.5%以上増加

【上乗せ】税額控除率を15%上乗せ

◎上乗せ措置②

【要件】教育訓練費※の額が比較教育訓練費の額と比べて10%以上増加

【上乗せ】税額控除率を10%上乗せ

※教育訓練費とは、所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のもので、具体的には、法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。

◆事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）における賃上げ支援措置

◎成長枠・グリーン成長枠の補助率引上げ

補助事業期間内に、①給与支給総額を年平均6%増加、②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げる、をいずれも達成した場合は補助率を2/3（中堅は1/2）に引上げます。

◎成長枠・グリーン成長枠の補助上限額上乗せ

補助事業終了後3～5年の間に、①事業場内最低賃金を年額45円以上引上げる、②従業員数を年率平均1.5%以上増員させる、をいずれも満たす場合は補助上限を3,000万円上乗せします。

◎成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠の加点措置

成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠に申請し、大幅な賃上げを実施する事業者に対し、加点を行います。

◆ものづくり・商業・サービス補助金（令和4年度第二次補正予算）における賃上げ支援措置

事業計画において、補助事業期間終了後3～5年で①給与支給総額年平均6%増加、②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ、をいずれも満たし賃上げに係る計画書を提出する場合は、各申請枠の補助上限を従業員数に応じて100万円（5人以下）、250万円（6～20人）、1,000万円（21人以上）引上げます。

※回復型賃上げ・雇用拡大枠や、各申請枠の補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合を除きます。

◆事業承継・引継ぎ補助金（令和4年度第二次補正予算）における賃上げ支援措置

「経営革新事業」において、一定の賃上げ（事業終了時に事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上等）を実施する事業者を対象に、補助上限額を800万円に引上げます。